

U-NEXT 光訪問サポートサービス 利用規約

平成 27 年 9 月 1 日版

第1条（本規約の適用）

株式会社 U-NEXT（以下「当社」といいます。）は、この U-NEXT 光 訪問サポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより U-NEXT 光 訪問サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用については、本規約およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

2.本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1)本サービスの画面上または当社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2)本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3)本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4)その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条（提供するサービス）

- 1.当社は、本サービスについて、別紙1に定めるインターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器等（以下、「サービス対象機器等」といいます。）を利用するための設定作業又はその他設定作業（あわせて以下「設定作業等」といいます。）を実施します。
- 2.本サービスは当社が別途定める提供区域において提供します。
- 3.当社は、次表に定める期間及び時間帯において、本サービスを提供します。

提供の種類	本サービスの提供期間及び時間帯
U-NEXT 光の回線工事（移転・品目変更含む）と同時に設定を行う場合	U-NEXT 光契約約款に係る U-NEXT 光サービスの契約者回線の設置又は提供の形態による細目の変更に係る派遣工事の期間及び時間帯
U-NEXT 光の回線工事とは別に設定を行う場合	12月30日から1月3日までの期間を除く全日の午前9時から午後5時までの時間帯

第4条（契約の単位）

当社は、U-NEXT 光契約約款に定める1の契約者回線等ごとに、1の本サービス利用契約（当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。）を締結します。

- 2.本サービスの契約者は、本サービスにおける契約者回線に係る U-NEXT 光契約者と同一のものに限ります。

第5条（契約の申込）

当社は、U-NEXT 光契約約款に係る U-NEXT 光の申込みを行う者又は移転の申し込みを行う者（その U-NEXT 光サービスの契約を締結している者が指定する者を含みます。）がその申し込みと同時に本契約の申し込みを行う場合又は U-NEXT 光の申込み後、その契約者回線等について本契約の申し込みを行う場合に限り、本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

- 2.前項に定める契約の申し込みを行うときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続に従って頂きます。

第6条（契約申し込みの承諾）

当社は、前条に定める契約の申し込みがあったときは、これを審査した上で承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- (3)申込者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
 - (4)申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽があるとき。
 - (5)申込者が、当社が提供するその他サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り又は怠る恐れがあるとき。
 - (6)その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3.当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を 取り消すことができます。

第7条（申込内容の変更）

- 契約者は、第5条（契約の申込）に基づき当社に申し込みした本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の変更等がある場合については、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知して頂きます。ただし、U-NEXT 光の回線工事（移転・品目変更含む）と同時に設定を行う場合に係る本契約の提供希望日時の変更については、その契約者回線の設置又は提供の形態による移転の工事日時の変更に伴うものに限り、当社は承諾します。
- 2.当社は、契約者から申し込み内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込内容に基づき当社が承諾した本サービスの提供予定日時又は提供料金等の全ての契約内容の継承を保証するものではありません。

第8条（契約者が行う本契約の解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知して頂きます。

第9条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第10条（本契約の終了）

- 本契約は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。
- 2.当社は、第13条（除外事項）の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない又は解消の見込みが無いと判断した場合は、契約者に対してその旨を通知し、その本契約を解除することがあります。

第 11 条 （本サービスの提供条件）

当社は、本契約の申し込みを行う者又は契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1)サービス対象機器等が、本契約に係る U-NEXT 光サービスの契約者回線に接続又は関連して利用されること。
- (2)前項に定める U-NEXT 光サービスの契約者回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。
- (3)当社が契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
- (4)当社の設定作業等の実施の時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
- (5)当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要な I D やパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (6)サービス対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- (7)当社の設定作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンス及びプロダクト I D を保有していること。
- (8)当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア若しくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。
- (9)当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。

第 12 条 （契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1)当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力。
- (2)当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3)サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、別紙 1 に定めるメニューのうち、サービス対象機器等に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。

- (4)サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5)その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 13 条 （除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1)第 11 条（本サービスの提供条件）のいずれかの項目をみたさない場合。
 - (2)契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の設定作業等の実施が困難となる場合。
 - (3)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求する場合。
 - (4)その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。
- 2.契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、別紙 2 に定める基本作業費と同額の費用の支払いを要します。

第 14 条 （免責事項）

当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。）の完全なインストール、アップグレード、アンインストール又は契約者のデータの完全なバックアップ及びその移行等を保証するものではありません。

- 2.当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

第 15 条 （責任の制限）

当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1)契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2)当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
- (3)当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4)逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

第 16 条（料金並びにその支払義務及び支払方法）

契約者は、その本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。

2. 当社（料金その他の債務に係る債権について、第 21 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。）は本サービスの提供の完了後、契約者に対して該当する料金を合計した料金額（以下、「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税及び地方消費税相当額を併せた料金額（以下、「請求金額」といいます。）を請求します。
3. 契約者は、当社より請求された請求金額を、当社が定める期日までに、当社又は当社が指定する金融機関等において支払って頂きます。
4. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
5. 契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。
6. 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税及び地方消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。
7. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
8. 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金の一部または全部を減免することがあります。その場合、当社のホームページに公表する等の方法により、その旨を周知します。
9. 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 17 条（著作権等）

当社が、本サービスを提供するに当たって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア及び取扱マニュアル等を含みます。以下同じとします。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権

利は、特段の規定の無い限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

2. 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 当社が供給する一切の物品の複製、改変又は編集などを行わないこと。
- (3) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 18 条（個人情報の取扱い）

契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取扱いに関する同意事項」に基づき取り扱うものとします。なお、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が 設定作業等の過程で取得した ID、パスワード及びメールアドレス等の情報 については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
3. 契約者は、当社が第 21 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る U-NEXT 光の契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
4. 契約者は、当社が第 21 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 19 条（法令に規定する事項） 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 21 条（債権の譲渡）

契約者は、本サービスに係る債権を当社が指定する譲渡先（以下、「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

附則

- ・本規約は平成 27 年 9 月 1 日より効力を有するものとします。

【別紙 1】本サービスの内容及びサービス対象機器等

メニュー	サービス内容	
インターネット接続設定	ブロードバンドルーターへのプロバイダー情報（ID、PASS）の設定、 設置済みパソコンに対するホームページ閲覧のためのブラウザ設定、 メール送受信のためのメーラー設定	1 の本契約につき 1 メニュー まで

※ 契約者の利用するインターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー、契約者のパソコン等の利用環境等によっては、上記メニューに規定するサービス内容のうち、設定作業が行えないものが生じる場合があります。

【別紙 2】本サービスの料金

メニュー	課金単位	提供価格
インターネット接続設定	設定 1 件ごと	12,000 円(税込 12,960 円)